

2017年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2017年9月11日(月)

◎山内涼成議員 一般質問(30分)

- 会計年度任用職員について
- 航空自衛隊芦屋基地の滑走路延長計画について
- 安屋分校の廃校について
 - (1) 説明会などの議論の進め方について

山内涼成議員への答弁

- 市長（会計職員の任用制度について）
- 市民文化スポーツ局長（航空自衛隊基地の滑走路延長について）
- 総務局長（オスプレ配備に関する）
- 教育長（安屋分校の廃校について）
(直接の受益者の保護者の意見を切り捨ててことを進めるやり方は納得できない)

<第2質問以下への答弁>

- 教育長（遠距離通学の負担は軽くなるのか）
- 教育長（親の負担を聞いているのではなく、低学年の子どもたちに6キロの負担が軽くなるのか）
- 教育長（集団になじめない子どもの居場所についてどう考えているか）
- 教育長（説明会で地域住民が排除された問題）



以上

2017年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2017年9月11日(月)

◎山内涼成議員 一般質問(30分)

皆さんこんにちは。日本共産党の山内涼成です。会派を代表して一般質問を行います。まず初めに、会計年度任用職員について伺います。

「地方公務員法及び地方自治法の一部改正法」が2017年5月11日に成立しました。この法律は、地方公共団体の臨時・非常勤職員(約64.5万人)について、「特別職」の任用と「臨時的任用」を厳格化する一方、これまではその任用などに係る制度が不明確だった「一般職」の非常勤職員について、新たに「会計年度任用職員」の規定を設けるもので、総務省が条例モデルや運用通知、マニュアル等を作成し、2020年4月1日に施行されます。

改正のポイントは、任用根拠を法律で明確に定めるという点です。

現在は、特別職非常勤職員(地公法3条3項3号)、一般職非常勤職員(同17条)、臨時的任用職員(同22条)と任用根拠がバラバラです。とりわけ、一般職非常勤職員の17条については明文規定がなく、解釈で任用できるとしているだけで、曖昧さが以前から指摘されてきました。

自治体によっても対応が異なり、同じ保育士が、ある自治体では特別職、別の自治体では臨時的任用の職ということが珍しくありません。

この様な状態を整理するため、非正規公務員の大部分を「会計年度任用職員」に移し変え、地公法(22条の2)に明記します。名称からも分かる通り、期間は1年限りで、次年度の再度の任用も可能とされています。また、正規職員の労働時間と「同じ」か「短い」かを基準に、フルタイムとパートタイムの2つのパターンを想定しています。

政府は、「働き方改革」で同一労働同一賃金など非正規労働者の処遇改善をうたい、安倍首相は「非正規という言葉はなくす」とまで言いました。そうであれば、「官製ワーキングプア」と呼ばれる非正規公務員についても改善が必要です。

そこで伺います。「会計年度任用職員」は、「フルタイム任用職員には諸手当を、パートタイム任用職員には期末手当を支給することができる」と定めています。裏を返せば支給しなくても違法ではないわけで、また、これを盾に「諸手当や期末手当を払うが賃金を減らす」など姑息な手を使うことも考えられます。

任用根拠を整理したうえで、どう、有期限の任用職員について処遇を改善するのかが問われていますが本市の見解を伺います。①

非正規職員の強い要求は、賃金アップと雇用の継続です。特に年度末に「次年度も働けるかどうか」と心配しなければならぬ状態を解消してほしいという願いは切実です。

民間職場では、労働契約法で有期雇用を無期雇用に転換できる仕組みや、正社員への登用制度がつくられています。「民間準拠」が原則の公務にもこうした制度を適用してもいいはずですが、今回の会計年度任用職員の任期は会計年度の範囲内とされ法律で1年と定められることとなります。

10年以上同じ仕事にあり、同じ人が正規職員と変わらぬ業務についている実態があります。これまで法の趣旨に反して正規の職を臨時で代替してきた部分については、正規職員、常勤職員の任用で対応する道筋を残すべきと考えますが、見解を伺います。②

次に、航空自衛隊芦屋基地の滑走路延長計画について伺います。

芦屋基地には戦闘機パイロットの育成に使われる T4 練習機や、U125A 救難捜索機が所属しています。現在の滑走路は1640メートル。九州防衛局の説明では、滑走路を北西に177.5メートル延長して1817.5メートルにする計画です。その理由として、教育用中等練習機 T4 の訓練等をより安全に実施すること、また、救難機 U125A の燃料搭載制限をなくすことで救難範囲が拡大するとしています。

2018年度に保安林の代わりに沿岸に防潮柵（高さ8メートル、総延長400メートル）を設置し、2019年度には着工、2022年度までに滑走路の完成を目指しています。

2015年4月に日米防衛協力のための指針が改訂されたことにより、平時における協力措置として、米軍が自衛隊の訓練基地や施設を利用することが可能となり、自衛隊基地の役割が大きく変わりました。

芦屋基地も滑走路の延長により米軍の戦闘機の離発着が可能な基地として、米軍との共同訓練が現実となります。

わが党はこれまで訓練範囲の広がりや低空飛行を指摘し、住宅地上空での訓練の中止や、騒音被害による NHK 受信料の補助を求めてきましたが納得のいく説明はありません。

基地機能拡大で、市民にとってさらなる危険と環境の悪化が予想されます。

本市として、滑走路の延長の中止と、現状の住宅地上空での訓練をやめ NHK 受信料の補助を早急に実施するよう国に申し入れるべきです。見解を伺います。③

もう一つの不安は、オスプレイの問題です。

6月に行われた芦屋基地の滑走路延長についての説明会で、九州防衛局は佐賀空港へのオスプレイ配備計画に伴う芦屋基地への飛来の可能性について否定はしませんでした。

現実には、7月には佐賀県議会で受け入れを容認する決議案が可決されたものの、防衛相が取得を目指している空港西側の土地の地権者である漁業者から反対の声が上がり用地取得めどは立っていません。

このため防衛相は、このまま調整が難航すれば関連施設の整備などが間に合わないことから、来年度中の導入を予定している5機について、暫定的に国内の陸上自衛隊の駐屯地に配備することも含めて調整を進めることにしています。

オスプレイについては、沖縄県名護市やオーストラリア沖合での墜落事故をうけて日本政府が運用の自粛を申し入れたにもかかわらず運用を再開し、いまだに事故の原因は明らかにされていません。

本市は、このような危険なオスプレイの配備を暫定的といえども受け入れるべきではありません。見解を伺います。④

次に、安屋分校の廃校について伺います。

6月議会の議論の中で、教育長は開校当時との環境の変化について、安屋分校の児童数の推移を挙げ、開校時昭和26年当時の児童数が56人、昭和32年が最大の80人。それ以降徐々に減少し、平成17年度以降は20人を下回った。平成25年度には1、2年生合わせて8人となったため複式学級となった。と説明しました。

たしかに児童数については、減少してきました。しかし、そもそもなぜ安屋分校が必要とされ開校したのか、それは通学距離が最大6キロを超える通学は低学年には負担が大きいです。これは当時と変わっていないはずで。

人数は減っても、負担の大きい遠距離通学がある以上は分校の存在意義は大きいのではないのでしょうか。答弁を求めます。⑤

次に、説明会などの議論の進め方について伺います。

6月議会で、「4月以降、地元の自治会やPTAなどの学校関係者への説明会を計9回開催し、延べ95名の方に参加していただいた。分校には愛着があるので存続してほしいとの意見はあるものの、子どもたちのことを考えるとやむを得ない」との意見もあると答弁しました。

しかし、安屋分校に通っている保護者や、将来通う権利のある就学前の子どもの保護者は、「今年度末での廃校計画は5月に初めて聞いた」「教育委員会は子どものためというが、私たちは子どものために安屋分校がいいと思っている」などの意見が大半です。

8月1日に保護者を対象に行われた説明会では、教育委員会の方針は変わらないと前置きし、保護者の意見が分かれる中で無理やり統合後の準備委員会の設置を決めたと聞きました。若い保護者の多くが教育委員会の対応に失望しています。

学校規模適正化という国の方針をそのまま押し付け、直接の受益者である保護者の意見を切り捨て、強引に事を進めるやり方は納得できません。見解を求めます。⑥

山内涼成議員への答弁

■市長

(会計職員の任用制度について)

本市において行政ニーズが多様化・高度化する中で、順次非常勤職員については、円滑な市政運営また市民サービスの維持向上を図るため、地方行政の重要な担い手と考えており、これまでも勤務条件などに関し適宜必要な見直しを行ってきた。一方、臨時非常勤職員については、各地方公共団体によって、その任用の根拠や勤務条件に関する取り扱いがまちまちであったことから、統一的な取り扱いを定めるため、本年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正された。

具体的にはこれまでの特別職非常勤職員の任用については、専門的な知識経験または識見を有するものがつく職、臨時的任用職員の任用については、欠員が生じた場合の職に限

定される。

また、一般職の会計年度任用職員制度が新設され、その採用方法や任用等は、統一的な取り扱いとして明確化される。更に会計年度任用職員については、期末手当などの支給が可能とされたところである。地方自治体においては、会計年度任用職員制度の移行にともない勤務時間や休日、休養、服務規律、職務給の原則、均衡の原則などにもとづく適切な支給方法の整備が求められている。

今後本市としては、本改正の趣旨を踏まえて国や他都市の動向を注視するとともに、職員団体や各局などの意見を丁寧に聞きながら平成32年度の制度運用開始に向けて、適切な制度設計に努めていく。

また、本市における人員配置において、市が直接実施する必要な業務については、正規職員による対応を基本としつつ一時的繁忙業務、一定の専門知識、資格を有する業務、短時間で処理が可能な業務について、臨時的な任用職員や嘱託員を配置し、市民サービスの向上を図っている。今後も非常勤職員の運用については、この考え方のもと適切に対応していく。

■市民文化スポーツ局長

(航空自衛隊基地の滑走路延長について)

昨年の12月に九州防衛局から、芦屋基地の滑走路の延長計画についての説明があった。この計画は教育用訓練機T-4の訓練などを安全に実施することを目的に行なわれるもので、滑走路の延長工事期間中、滑走路延長後に実施される訓練機や飛行経路など訓練内容については、変更がないとのことであった。

また、住宅地上空の飛行訓練についてであるが、訓練自体はひびき灘の洋上の訓練区域で行なわれており、住宅地上空の飛行は離着陸時など最小限のものとしていると聞いている。自衛隊の活動については国防上の問題であり、基本的には国の専管事項であると考えている。このため市としては、基地の施設整備や飛行訓練については中止を要請する立場ではないが、飛行訓練に関して市民生活への影響が考える場合は、適宜自衛隊への改善要請を行うなど、今後も適切に対応してまいりたい。

防衛省に対して、平成7年度からNHK受信料の補助対象区域の拡大について継続的に要望を行っている。今後ともねばり強く要望は行っていく。

■総務局長

(オスプレ配備に関する)

オスプレに関しては、政府が平成25年12月に閣議決定した中期防衛力整備計画に基づき、陸上自衛隊への17機の購入を決定している。また、その配備に関して政府は防衛上の重要性、周辺環境などを検討した結果、佐賀空港が配備先として最適な飛行場として判断している。

佐賀県に対しては、平成26年7月に、政府より配備要請があり、これまで関係者との調整を行ってきたが、協議が難航しているとのことである。九州防衛局に確認したところ、こうした状況をふまえ、今後の配備計画や随時納入される機体の管理などについて、

様々な選択肢を検討しているが、陸上自衛隊駐屯地に暫定配備を決定した事実はないことであった。

オスプレの安全性について関係自治体や住民に不安の声があることから、政府においても今後も安全性や飛行訓練に伴う周辺環境等への影響について、丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めていただきたいと考えている。いずれにしてもオスプレの配備や運用等については国の安全保障にかかわるものである。本市としては引き続き情報収集を行ってまいりたい。

■教育長

（安屋分校の廃校について）

学校規模適正化の目的であるが、義務教育段階の学校は教科等の知識を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力を身に着け、心身の成長を促す場所である。そうした教育効果を発揮するには適正な学校規模を確保することが必要と考えている。

安屋分校は開校当時56名の児童が通っており、昭和32年が最大で、80名が在籍している。その後昭和40年代から60年代までは、ほぼ40名前後で推移していたが、それ以降、徐々に減少して平成17年度以降は20名を下回り、平成25年度には教育上の課題が大きい複式学級となっている。現在2年生4名のみ在籍である。このように児童数が減少し

複式学級がつづくほど、今後の教育上の課題が大きいことから、子どもたちの教育効果の向上を図るために本校への統合を提案している。

分校が本校に統合された場合、通学距離が3キロを超えることになるためバス通学想定されることから、保護者の経済的負担を軽減するために、バス代を全額補助することとしている。現在のバスの運行時刻の平日は登下校の時間にあわせて1時間に1～2本が運行されている。土曜日授業の実施日にも、通学時間に合わせて臨時便が運行されている。乗車時間については、脇田から花房小学校まで約7分、一番遠い坂水から花房小学校まで約12分である。安屋分校の統合は子どもたちの教育環境や教育効果も図るために行うものである。ご理解をいただきたい。

（直接の受益者の保護者の意見を切り捨ててことを進めるやり方は納得できない）

説明会の状況であるが、安屋分校の本校への統合については、これまで地元説明会やPTAなど学校関係者、就学前の保護者への説明会などを計14回延べ162名に参加していただいている。

説明会では分校の統合については、当初は分校に対する愛着から、反対や不安の声がありましたが、回を重ねるごとに統合についての理解が深まってきていると考えている。

また、これまでの説明会において、現在の保護者や就学前の保護者いわゆる直接の受益者であるが、そうしたみなさん方の意見を重視してほしいとの要望をいただき、8月1日にその受益者となるみなさんを対象とした説明会を開催した。

その説明会では、対象となる世帯の厄6割の保護者にご参加いただき、一人一人から意

見をいただいた。参加者からは少人数できめ細かい指導を受けることができることから、現行の存続を希望するという意見ももちろんあったわけですが、一方で現状の子どもの数では閉校は仕方がない、統合するのなら早く決めてほしい。統合で安全に通学できるか心配だ。通学方法や通学支援のあり方の詳細を決めてほしい。こうした統合後の課題や不安に対するものが多く出されている。

そこで今後、学校はPTA、就学前の保護者を含む地域の代表者で構成する統合準備委員会を設置し、詳細を協議することについて提案したところ、参加者からもその場で特段の異議はなかった。このような経緯から現在PTA会長と地元の自治会長に委員の選考をお願いしているところであり、今月中には統合準備委員会が開催される予定である。

今後、開催されれば統合準備委員会において、統合時期や通学方法について協議していくことになるが、教育委員会としても引き続き誠実に丁寧に対応してまいりたい。

<第2質問以下への答弁>

■教育長

(遠距離通学の負担は軽くなるのか)

もちろん6キロ以上あるという距離は変わらないわけだが、先ほども答弁したように今回の提案は複式学級が続くであろうという時期になって、教育上の効果の観点から提案をしているわけである。

以前はバスがあったわけですが、バス代補助の制度はなかった。私どもは、最近では統合する場合は、3キロ以上を超える通学路になる場合は、全額バス代を負担する。経済的負担は一つないのかな、ただバスに乗るということは、子どもですから大変ですが、今の時間で行きますと7分とか、最大で12分ですので、そこについてはかなり負担は軽減されるのではないと思う。

■教育長

(親の負担を聞いているのではなく、低学年の子どもたちに6キロの負担が軽くなるのか)

ですから、当時は6キロという距離はもちろんありますけれど、子どもの数が50人、80人と数がいて、運動会も独自でやれて一定の教育上の効果はできたわけですが、さすがに一けたになってきて複式学級が続くと、いうことは現場で子どもたちに負担をかける、そのことも含めて今回は提案している。

■教育長

(集団になじめない子どもの居場所についてどう考えているか)

どの学校でも集団になじめない子どもさんはいらっしゃるわけですが。本校に通う校区の方が、安屋分校に通う場合ももちろんあるわけですが、一方安屋分校に通う校区の方が本校に行く場合もあるわけですが。いろんなケースがある。フレンドリースクール自体は廃止する考えはまったくない。いずれにしてもそうした制度を含めて、一人一人の子どもに寄り添って対応していく。

■教育長

(説明会で地域住民が排除された問題)

直接の保護者、将来の保護者、学校に直接通う受益者のお話を聞いてはどうかという点については、議員も納得いただいて開催したものだ。お断りした方がおられますが、実はその方は、2回ぐらい来られて、地域のみなさんによると地域外の方で、その人の発言で騒然としたこともあり、その方の出席はお断りした。

以上